

原子力規制委員会 殿

住 所 高松市丸の内2番5号  
申 請 者 名 四国電力株式会社  
代表者氏名 取締役社長 社長執行役員  
長 井 啓 介

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、下記のとおり伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 四国電力株式会社  
住 所 高松市丸の内2番5号  
代表者の氏名 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 伊方発電所  
所 在 地 愛媛県西宇和郡伊方町

三 発電用原子炉の名称

名 称 伊方発電所 2号原子炉

#### 四 変更に係る事項

令和2年10月7日付け原規規発第2010079号をもって認可を受けた伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書の記載事項中、次の事項の記述を別紙のとおり変更する。

四 廃止措置対象施設及びその敷地

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 性能維持施設

八 核燃料物質の管理及び譲渡し

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

#### 五 変更の理由

- (1) 1号炉海水ポンプの廃止に伴い、関連する記載を変更する。
- (2) 2号炉海水ポンプから1号炉へ海水を供給することを反映する。
- (3) 使用済燃料輸送容器を用いて2号炉漏えい燃料を輸送することを反映する。
- (4) その他、記載の適正化等を行う。

別紙

変 更 の 内 容

#### 四 廃止措置対象施設及びその敷地

廃止措置対象施設及びその敷地の記述の一部を，伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前			変更後			備考
四 廃止措置対象施設及びその敷地			四 廃止措置対象施設及びその敷地			
第4.2表 廃止措置対象施設（1/3）			第4.2表 廃止措置対象施設（1/3）			
施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称 <sup>※1</sup>	施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称 <sup>※1</sup>	・記載の適正化 （使用済燃料輸送容器を廃止措置対象施設へ追加）
発電用原子炉施設的一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	発電用原子炉施設的一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家	
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	
	燃料体	燃料集合体		燃料体	燃料集合体	
	原子炉容器	原子炉容器		原子炉容器	原子炉容器	
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁		放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 <sup>※3</sup>	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 <sup>※3</sup>	
		燃料移送装置 <sup>※3</sup>			燃料移送装置 <sup>※3</sup>	
		除染装置 <sup>※3</sup>			除染装置 <sup>※3</sup>	
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備 <sup>※3</sup> 使用済燃料乾式貯蔵施設 <sup>※4</sup>		核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備 <sup>※3</sup> 使用済燃料乾式貯蔵施設 <sup>※4</sup>	
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	
		1次冷却材ポンプ			1次冷却材ポンプ	
		1次冷却材管			1次冷却材管	
		加圧器			加圧器	
	2次冷却設備	主蒸気管	2次冷却設備	主蒸気管		
		蒸気タービン		蒸気タービン		
		主蒸気ダンプ系 主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁		主蒸気ダンプ系 主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁		
	非常用冷却設備	高压注入系	非常用冷却設備	高压注入系		
		低压注入系		低压注入系		
		蓄圧注入系		蓄圧注入系		
	その他の主要な事項	化学体積制御設備	その他の主要な事項	化学体積制御設備		
		余熱除去設備		余熱除去設備		
		原子炉補機冷却水設備		原子炉補機冷却水設備		
※1：記載されている設備が設置されている建家（タービン建家，焼却炉建家，雑固体処理建屋，屋内開閉所）を含む。 ※2：1号炉のみとの共用施設（一部共用を含む）。 ※3：当該施設のうち一部が3号炉との共用施設。 ※4：当該施設のうち全てが3号炉との共用施設。			※1：記載されている設備が設置されている建家（タービン建家，焼却炉建家，雑固体処理建屋，屋内開閉所）を含む。 ※2：1号炉のみとの共用施設（一部共用を含む）。 ※3：当該施設のうち一部が3号炉との共用施設。 ※4：当該施設のうち全てが3号炉との共用施設。			

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法の記述の一部を，伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前			変更後			備考
五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法			五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法			
第5.1表 解体対象施設 (1/2)			第5.1表 解体対象施設 (1/2)			
施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 <sup>※1</sup>	施設区分	設備等の区分	設備 (建家) 名称 <sup>※1</sup>	・記載の適正化 (使用済燃料輸送容器を解体対象施設へ追加)
発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家 <sup>※2</sup>	発電用原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建家 <sup>※2</sup>	
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	
	燃料体	燃料集合体 <sup>※3</sup>		燃料体	燃料集合体 <sup>※3</sup>	
	原子炉容器	原子炉容器		原子炉容器	原子炉容器	
	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 <sup>※2</sup>		放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 <sup>※2</sup>	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 <sup>※4</sup>	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置 <sup>※4</sup>	
		燃料移送装置 <sup>※4</sup>			燃料移送装置 <sup>※4</sup>	
		除染装置 <sup>※4</sup>			除染装置 <sup>※4</sup>	
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備 <sup>※4</sup>		核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備 <sup>※4</sup>	
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	
		1次冷却材ポンプ			1次冷却材ポンプ	
		1次冷却材管			1次冷却材管	
		加圧器			加圧器	
	2次冷却設備	主蒸気管	2次冷却設備	主蒸気管		
		蒸気タービン		蒸気タービン		
		主蒸気ダンプ系 主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁		主蒸気ダンプ系 主蒸気安全弁及び主蒸気逃し弁		
	非常用冷却設備	高压注入系	非常用冷却設備	高压注入系		
		低压注入系		低压注入系		
		蓄圧注入系		蓄圧注入系		
	その他の主要な事項	化学体積制御設備	その他の主要な事項	化学体積制御設備		
		余熱除去設備		余熱除去設備		
		原子炉補機冷却水設備		原子炉補機冷却水設備		
計測制御系統施設	計装	核計装	計測制御系統施設	計装	核計装	
		その他の主要な計装			その他の主要な計装	

※1：記載されている設備が設置されている建家（タービン建家）を含む。  
 ※2：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家，地下構造物及び建家基礎は本表から除く。  
 ※3：燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。  
 ※4：3号炉との共用施設は解体対象施設から除く。  
 ※5：1号炉のみとの共用施設は解体対象施設に含む。

※1：記載されている設備が設置されている建家（タービン建家）を含む。  
 ※2：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家，地下構造物及び建家基礎は本表から除く。  
 ※3：燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。  
 ※4：3号炉との共用施設は解体対象施設から除く。  
 ※5：1号炉のみとの共用施設は解体対象施設に含む。

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

## 六 性能維持施設

性能維持施設の記述の一部を，伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>六 性能維持施設</p> <p>1. 性能維持施設</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまでの期間、臨界防止機能、燃料落下防止機能、浄化・冷却機能等の機能及び性能を維持管理する。また、2号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまでの期間、臨界防止機能、燃料落下防止機能等の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を適切に処理するため、放射性廃棄物処理機能及び性能を維持管理する。また、放射性固体廃棄物を適切に貯蔵保管及び処理するため、放射性廃棄物貯蔵機能及び放射性廃棄物処理機能の機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>六 性能維持施設</p> <p>1. 性能維持施設</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出<u>又は1号及び2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の構内運搬に係る使用</u>が完了するまでの期間、臨界防止機能、燃料落下防止機能、浄化・冷却機能等の機能及び性能を維持管理する。また、2号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまでの期間、臨界防止機能、燃料落下防止機能等の機能及び性能を維持管理する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理<u>又は移送に係る使用</u>が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を適切に処理するため、放射性廃棄物処理機能及び性能を維持管理する。また、放射性固体廃棄物を適切に貯蔵保管及び処理するため、放射性廃棄物貯蔵機能及び放射性廃棄物処理機能の機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>・記載の適正化 (使用済燃料輸送容器を性能維持施設へ追加)</p> <p>・記載の適正化 (使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器を性能維持施設へ追加)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前						変更後						備考
第 6.1 表 性能維持施設 (3 / 10)												備考
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持台数	維持機能	性能	維持期間	第 6.1 表 性能維持施設 (3 / 10)				
		設備 (建家)	名称					設備 (建家)	名称	設備 (建家)	名称	設備 (建家)
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1 式	臨界防止機能	新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	既許認可どおり	臨界防止機能	臨界防止機能	新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット 使用済燃料ラック	1 個 1 式	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	既許認可どおり 既許認可どおり	臨界防止機能	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで
※ 1 : 3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※ 2 : 1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。												備考
第 6.1 表 性能維持施設 (3 / 10)												
施設区分	設備等の区分	位置, 構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持台数	維持機能	性能	維持期間	第 6.1 表 性能維持施設 (3 / 10)				
		設備 (建家)	名称					設備 (建家)	名称	設備 (建家)	名称	設備 (建家)
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	新燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1 式	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	1号及び2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の構内運搬に係る使用が完了するまで	下記以外は既許認可どおり 漏えい燃料を輸送できる設計とする。	臨界防止機能	臨界防止機能	新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット 使用済燃料ラック	1 個 1 式	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで	既許認可どおり 既許認可どおり	臨界防止機能	臨界防止機能	新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで
※ 1 : 3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※ 2 : 1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。												備考
・記載の適正化 (使用済燃料輸送容器を性能維持施設へ追加)												
・使用済燃料輸送容器を用いて漏えい燃料を輸送することを反映												

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前					変更後					備考			
第6.1表 性能維持施設 (7/10)													
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持機能	性能	維持期間
		設備(建家)名称	維持台数						設備(建家)名称	維持台数			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※2</sup>	16基	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	放射性廃棄物貯蔵施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※2</sup>	16基	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで
			各1基							各1基			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の使用が終了するまで	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の使用が終了するまで
			1台							1台			
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	放射線管理関係設備(出入管理室、放射化学室、放射能測定室) <sup>※2</sup>	1式	放射線管理機能	出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	放射線管理関係設備(出入管理室、放射化学室、放射能測定室) <sup>※2</sup>	1式	放射線管理機能	出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。	管理区域を解除するまで
			各1台							各1台			
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) <sup>※2</sup>	1台	放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	放射線管理施設	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ(廃棄物処理設備排水モニタ) <sup>※2</sup>	1台	放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
			1台							1台			
※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。													
第6.1表 性能維持施設 (7/10)													
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持機能	性能	維持期間
		設備(建家)名称	維持台数						設備(建家)名称	維持台数			
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※2</sup>	16基	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	放射性廃棄物貯蔵施設	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※2</sup>	16基	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで
			各1基							各1基			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置)ベイラ <sup>※2</sup>	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の移送に係る使用が完了するまで	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	ドラム詰装置(アスファルト固化装置、セメント固化装置)ベイラ <sup>※2</sup>	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の移送に係る使用が完了するまで
			1基							1基			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	使用済樹脂計量タンク <sup>※2</sup>	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の移送に係る使用が完了するまで	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	使用済樹脂計量タンク <sup>※2</sup>	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の移送に係る使用が完了するまで
			1基							1基			
※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。													
備考													
<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化(使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器を性能維持施設へ追加)</li> <li>記載の適正化(エリア・モニタ等を次頁へ移動)</li> </ul>													

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前						変更後						備考			
第6.1表 性能維持施設 (8/10)												・記載の適正化 (エリア・モニタ等を前頁より移動) ・記載の適正化 (原子炉格納容器給気ユニット等を次頁へ移動)			
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>*1</sup>	設備(建家)名称	維持台数	維持機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>*1</sup>	維持台数				
原子炉格納施設	構造		原子炉格納容器	1基	放射線物質漏えい防止機能 (事故時の気密性及び格納容器隔離弁等による放射線物質漏えい防止機能を除く。)	外部へ放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	屋内管理用の主要な設備		エリア・モニタ(ドラム詰装置制御室、使用済燃料ピット付近)	各1台		放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで
			原子炉格納容器給気ユニット	1基	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで			プロセス・モニタ(補助蒸気ドレンモニタ)	1台		放射線監視機能	警報設定値において警報が発信できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	管理区域を解除するまで
	その他の主要な事項			原子炉格納容器給気ファン	2台	既許認可 どおり				放射線管理関係設備(出入管理室、放射化学室、放射能測定室) <sup>*2</sup>	1式		放射線管理機能	出入管理、汚染の管理及び放射線分析ができる状態であること。	管理区域を解除するまで
				原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 どおり					放射線管理機能		放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	
				原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 どおり					放射線管理機能		放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	
				原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 どおり					放射線管理機能		放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	
				原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 どおり					放射線管理機能		放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	
				原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 どおり					放射線管理機能		放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	
				原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 どおり					放射線管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで		
				原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 どおり					放射線管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで		
原子炉格納容器排気筒	1基	既許認可 どおり	放射線管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで										
原子炉格納容器排気筒	1基	既許認可 どおり	放射線管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで										
原子炉格納容器排気筒	2台	既許認可 どおり	放射線管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで										
原子炉格納容器排気筒	2台	既許認可 どおり	放射線管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで										
原子炉格納容器排気筒	2台	既許認可 どおり	放射線管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで										
原子炉格納容器排気筒	1基	既許認可 どおり	放射線管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで										
※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。															

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前					変更後					備考							
第6.1表 性能維持施設 (9/10)																	
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持台数	維持機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>							
		設備(建家)名称	維持台数							維持機能	性能	維持台数					
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	既許認可 どおり	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1台	既許認可 どおり	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで		
		蓄電池	1組	既許認可 どおり	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで										
	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	1台	既許認可 どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで										
	その他主要施設	換気設備	放射線管理室給気ユニット <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。		管理区域を解除するまで	その他主要施設	換気設備	放射線管理室給気ユニット <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで
			放射線管理室排気ファン <sup>※2</sup>	1台	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。		管理区域を解除するまで								
			放射線管理室排気フィルタユニット <sup>※2</sup>	1基	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。		管理区域を解除するまで								
			放射線管理室排気ファン <sup>※2</sup>	1台	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。		管理区域を解除するまで								
原子炉格納容器排気筒(1号炉) <sup>※2</sup>			1基	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで										
※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみの共用施設は、維持管理の対象を含む。																	
第6.1表 性能維持施設 (9/10)																	
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持台数	維持機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>							
		設備(建家)名称	維持台数							維持機能	性能	維持台数					
原子炉格納施設	その他の格納施設	原子炉格納容器給気ユニット	1基	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	原子炉格納施設	その他の格納施設	原子炉格納容器給気ユニット	1基	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで		
		原子炉格納容器給気ファン	2台	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで										
		原子炉格納容器排気フィルタユニット	1基	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで										
		原子炉格納容器排気ファン	2台	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで										
		原子炉格納容器排気筒	1基	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで										
		補助建家給気ユニット	1基	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで										
		補助建家給気ファン	2台	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで										
		補助建家排気フィルタユニット	2基	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで										
		補助建家排気ファン	2台	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで										
		補助建家排気筒	1基	既許認可 どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで										
		ディーゼル発電機	1台	既許認可 どおり	電源供給機能 (自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで										
		蓄電池	1組	既許認可 どおり	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで										
		※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみの共用施設は、維持管理の対象を含む。															
備考																	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

- ・記載の適正化  
(原子炉格納容器給気ユニット等を前頁より移動)
- ・記載の適正化  
(海水ポンプ等を次頁へ移動)

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前					変更後					備考	
第6.1表 性能維持施設 (10/10)											
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持台数	維持機能	性能	維持期間	第6.1表 性能維持施設 (10/10)			
		設備 (建物)	名称					設備 (建物)	名称	維持台数	
その他主要施設	消火設備	消火栓	(管理区域内)	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。 非常照明が点灯できる状態であること。	各建家を解体する前まで	既認可 どおり	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで
	照明設備	非常照明	(直流非常灯)	1式	照明機能	照明機能	各建家を解体する前まで	既認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで
※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。											
第6.1表 性能維持施設 (10/10)											
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 <sup>※1</sup>		維持台数	維持機能	性能	維持期間	第6.1表 性能維持施設 (10/10)			
		設備 (建物)	名称					設備 (建物)	名称	維持台数	
その他主要施設	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ <sup>※3</sup>		1台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	既認可 どおり	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで
	換気設備	放射線管理室給気ユニット <sup>※2</sup>		1基	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	各建家を解体する前まで	既認可 どおり	換気機能	換気機能	換気機能
その他主要施設	換気設備	放射線管理室給気ユニット <sup>※2</sup>		1台	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	各建家を解体する前まで	既認可 どおり	換気機能	換気機能	換気機能
	換気設備	放射線管理室排気ユニット <sup>※2</sup>		1基	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	各建家を解体する前まで	既認可 どおり	換気機能	換気機能	換気機能
その他主要施設	換気設備	放射線管理室排気ユニット <sup>※2</sup>		1台	換気機能 (放射線管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	各建家を解体する前まで	既認可 どおり	換気機能	換気機能	換気機能
	換気設備	原子炉格納容器排気筒 (1号炉) <sup>※2</sup>		1基	換気機能	換気機能	各建家を解体する前まで	既認可 どおり	換気機能	換気機能	換気機能
その他主要施設	消火設備	消火栓	(管理区域内)	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。 非常照明が点灯できる状態であること。	各建家を解体する前まで	既認可 どおり	消火機能	消火機能	消火機能
	照明設備	非常照明	(直流非常灯)	1式	照明機能	照明機能	各建家を解体する前まで	既認可 どおり	照明機能	照明機能	照明機能
※1：3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。 ※2：1号炉のみとの共用施設は、維持管理の対象に含む。 ※3：海水供給先に1号炉を含む。											
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。											
備考 ・記載の適正化 (海水ポンプ等を前頁より移動等) ・2号炉海水ポンプから1号炉へ海水を供給することを反映											

## 八 核燃料物質の管理及び譲渡し

核燃料物質の管理及び譲渡しの記述の一部を，伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>八 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>2号炉の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内若しくは3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備又は使用済燃料乾式貯蔵施設で貯蔵する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している使用済燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに、使用済燃料輸送容器に収納し、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備又は使用済燃料乾式貯蔵容器（1号及び2号炉用）（以下「使用済燃料乾式貯蔵容器」という。）に収納し、使用済燃料乾式貯蔵施設に搬出し、貯蔵する。</p> <p>また、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備にて貯蔵する使用済燃料は、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し、使用済燃料乾式貯蔵施設へ搬出し、貯蔵する。</p> <p>3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵する使用済燃料は3号炉にて管理する。</p> <p>使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能、燃料落下防止機能、除染機能、水位及び漏えいの監視機能、浄化・冷却機能及び給水機能（ほう素濃度を除く。）を有する設備を維持管理する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。また、2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する。</p> <p>新燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能及び燃料落下防止機能を有する設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能レベルは低いため、崩壊熱除去及び遮蔽については特別な措置を要しない。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の取扱い、貯蔵及び運搬については、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備からすべての使用済燃料を搬出し終えた後は、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵施設は廃止措置対象施設としては取り扱わず、2号炉のすべての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</p>	<p>八 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>2号炉の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内若しくは3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備又は使用済燃料乾式貯蔵施設で貯蔵する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している使用済燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに、使用済燃料輸送容器に収納し、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備又は使用済燃料乾式貯蔵容器（1号及び2号炉用）（以下「使用済燃料乾式貯蔵容器」という。）に収納し、使用済燃料乾式貯蔵施設に搬出し、貯蔵する。</p> <p>また、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備にて貯蔵する使用済燃料は、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し、使用済燃料乾式貯蔵施設へ搬出し、貯蔵する。</p> <p>3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵する使用済燃料は3号炉にて管理する。</p> <p>使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能、燃料落下防止機能、除染機能、<u>除熱機能、密封機能、放射線遮蔽機能</u>、水位及び漏えいの監視機能、浄化・冷却機能及び給水機能（ほう素濃度を除く。）を有する設備を維持管理する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。また、2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する。</p> <p>新燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能及び燃料落下防止機能を有する設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能レベルは低いため、崩壊熱除去及び遮蔽については特別な措置を要しない。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の取扱い、貯蔵及び運搬については、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備からすべての使用済燃料を搬出し終えた後は、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵施設は廃止措置対象施設としては取り扱わず、2号炉のすべての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</p>	<p>・記載の適正化 （使用済燃料輸送容器を性能維持施設へ追加）</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄の記述の一部を，伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の廃棄</p> <p>2.2 放射性液体廃棄物の推定放出量</p> <p>(1) 解体工事準備期間</p> <p>解体工事準備期間は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、管理区域内設備の解体撤去を行わず、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続すること、液体廃棄物の廃棄設備等の必要な設備について機能を維持すること及び海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するように1号及び2号炉の運転終了に伴う復水器冷却水等の量の減少を考慮した放出管理目標値を設定することから、放射性液体廃棄物の年間放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の年間放出量を超えないと評価できる。</p>	<p>十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の廃棄</p> <p>2.2 放射性液体廃棄物の推定放出量</p> <p>(1) 解体工事準備期間</p> <p>解体工事準備期間は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、管理区域内設備の解体撤去を行わず、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続すること、液体廃棄物の廃棄設備等の必要な設備について機能を維持すること及び海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するように1号及び2号炉の運転終了と<u>1号炉海水ポンプの廃止</u>に伴う復水器冷却水等の量の減少を考慮した放出管理目標値を設定することから、放射性液体廃棄物の年間放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の年間放出量を超えないと評価できる。</p>	<p>・ 1号炉海水ポンプの廃止に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前		変更後		備考
第10.2表 解体工事準備期間における放射性液体廃棄物中の放射性物質（トリチウムを除く）の放出管理目標値（1，2，3号炉合算）		第10.2表 解体工事準備期間における放射性液体廃棄物中の放射性物質（トリチウムを除く）の放出管理目標値（1，2，3号炉合算）		<ul style="list-style-type: none"> <li>1号炉海水ポンプの廃止に伴う変更 (放出管理目標値の変更)</li> </ul>
項目	放出管理目標値 (Bq/y)	項目	放出管理目標値 (Bq/y)	
放射性液体廃棄物中の放射性物質 (トリチウムを除く)	<u><math>3.8 \times 10^{10}</math></u>	放射性液体廃棄物中の放射性物質 (トリチウムを除く)	<u><math>3.7 \times 10^{10}</math></u>	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所 2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第 10.2 図 解体工事準備期間の放射性液体廃棄物の処理フロー</p>	<p style="text-align: center;">第 10.2 図 解体工事準備期間の放射性液体廃棄物の処理フロー</p>	<p>・ 1号炉海水ポンプの廃止に伴う変更 (放射性液体廃棄物について、2号炉で処理することを明確化)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添 付 書 類

今回の変更申請に係る伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書の添付書類は以下のとおりである。

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書の記述の一部を、伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>2. 被ばく評価</p> <p>2.2 周辺公衆の平常時の被ばく評価</p> <p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>2.2.1.1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の推定放出量</p> <p>a. 放出量評価方法（1号及び2号炉）</p> <p>解体工事準備期間に1号及び2号炉から発生する放射性気体廃棄物の主なものは、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す原子炉運転中の放射性気体廃棄物のうち、原子炉格納容器の換気及び原子炉補助建家の換気により放出される放射性希ガス（以下「希ガス」という。）である。希ガスについては、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」の評価対象核種のうち、Kr-85を除いた核種は、半減期が短く、原子炉の運転を終了していること及び原子炉の運転を停止してから長時間が経過していることから、放出量は無視できる。また、放射性よう素（以下「よう素」という。）についても、半減期が短く、放出量は無視できる。</p> <p>以上のことから、解体工事準備期間に1号及び2号炉から放出される放射性気体廃棄物については、原子炉運転中に生成され1次冷却材中に含まれていた希ガス（Kr-85）が原子炉停止以降に減衰し、解体工事準備期間に年間を通じて排気筒から放出されるものとして評価する。減衰期間は、原子炉停止からの期間を考慮し1号炉は5年、2号炉は6年とする。</p> <p>(a) 計算式</p> <p>解体工事準備期間に1号及び2号炉から放出される放射性気体廃棄物の量は次式を用いて計算する。</p> $Q = A_w \cdot W_m \dots\dots\dots (3-1)$ <p>Q : <u>排気筒から</u>放出される希ガス（Kr-85）の量 (Bq/y)</p> <p>A<sub>w</sub> : 1次冷却材中の希ガス（Kr-85）濃度（1号炉は5年、2号炉は6年減衰後） (Bq/g)</p> <p>W<sub>m</sub> : 1次冷却材保有量（原子炉運転中） (g)</p>	<p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p> <p>2. 被ばく評価</p> <p>2.2 周辺公衆の平常時の被ばく評価</p> <p>2.2.1 解体工事準備期間</p> <p>2.2.1.1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の推定放出量</p> <p>a. 放出量評価方法（1号及び2号炉）</p> <p>解体工事準備期間に1号及び2号炉から発生する放射性気体廃棄物の主なものは、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す原子炉運転中の放射性気体廃棄物のうち、原子炉格納容器の換気及び原子炉補助建家の換気により放出される放射性希ガス（以下「希ガス」という。）である。希ガスについては、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」の評価対象核種のうち、Kr-85を除いた核種は、半減期が短く、原子炉の運転を終了していること及び原子炉の運転を停止してから長時間が経過していることから、放出量は無視できる。また、放射性よう素（以下「よう素」という。）についても、半減期が短く、放出量は無視できる。</p> <p>以上のことから、解体工事準備期間に1号及び2号炉から放出される放射性気体廃棄物については、原子炉運転中に生成され1次冷却材中に含まれていた希ガス（Kr-85）が原子炉停止以降に減衰し、解体工事準備期間に年間を通じて放出されるものとして評価する。減衰期間は、原子炉停止からの期間を考慮し1号炉は5年、2号炉は6年とする。</p> <p>(a) 計算式</p> <p>解体工事準備期間に1号及び2号炉から放出される放射性気体廃棄物の量は次式を用いて計算する。</p> $Q = A_w \cdot W_m \dots\dots\dots (3-1)$ <p>Q : 放出される希ガス（Kr-85）の量 (Bq/y)</p> <p>A<sub>w</sub> : 1次冷却材中の希ガス（Kr-85）濃度（1号炉は5年、2号炉は6年減衰後） (Bq/g)</p> <p>W<sub>m</sub> : 1次冷却材保有量（原子炉運転中） (g)</p>	<p>・放出源の有効高さの変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(2) 放射性気体廃棄物による実効線量</p> <p>b. 実効線量評価方法（1号及び2号炉）</p> <p>解体工事準備期間に1号及び2号炉から放出される放射性気体廃棄物による実効線量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」における原子炉補助建家の換気により放出される希ガスと同様に、<u>第3.2.2表に示す希ガス（Kr-85）が年間を通じて連続的に排気筒から放出されるものとして評価する。</u></p>	<p>(2) 放射性気体廃棄物による実効線量</p> <p>b. 実効線量評価方法（1号及び2号炉）</p> <p>解体工事準備期間に1号及び2号炉から放出される放射性気体廃棄物による実効線量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」を参考とし、<u>第3.2.2表に示す希ガス（Kr-85）が原子炉補助建家の換気により年間を通じて連続的に放出されるものとして評価する。放射性気体廃棄物を放出する排気筒の高さは、1号炉地上高約68m、2号炉地上高約68mであるが、実効線量の評価においては、保守的に地上放出として評価する。</u></p>	<p>・放出源の有効高さの変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前						変更後						備考	
第3.2.9表 解体工事準備期間の敷地境界外における希ガスのγ線による年間実効線量 (単位：μSv/y)						第3.2.9表 解体工事準備期間の敷地境界外における希ガスのγ線による年間実効線量 (単位：μSv/y)						・放出源の有効高さの変更	
評価地点の方位	3号炉心から敷地境界までの距離 (m)	実効線量				評価地点の方位	3号炉心から敷地境界までの距離 (m)	実効線量					
		1号炉	2号炉	3号炉*	合計			1号炉	2号炉	3号炉*	合計		
E N E	520	<u>2.2</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>1.1</u> ×10 <sup>-4</sup>	3.6×10 <sup>-1</sup>	3.6×10 <sup>-1</sup>	E N E	520	<u>3.7</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>1.7</u> ×10 <sup>-4</sup>	3.6×10 <sup>-1</sup>	3.6×10 <sup>-1</sup>		
E	520	<u>2.2</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>2.1</u> ×10 <sup>-4</sup>	6.2×10 <sup>-1</sup>	6.3×10 <sup>-1</sup>	E	520	<u>3.5</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>3.2</u> ×10 <sup>-4</sup>	6.2×10 <sup>-1</sup>	6.3×10 <sup>-1</sup>		
E S E	510	<u>2.8</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>2.9</u> ×10 <sup>-4</sup>	8.0×10 <sup>-1</sup>	8.0×10 <sup>-1</sup>	E S E	510	<u>4.4</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>4.4</u> ×10 <sup>-4</sup>	8.0×10 <sup>-1</sup>	8.0×10 <sup>-1</sup>		
S E	500	<u>3.5</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>3.0</u> ×10 <sup>-4</sup>	1.0	1.1	S E	500	<u>5.1</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>4.7</u> ×10 <sup>-4</sup>	1.0	1.1		
S S E	580	<u>3.2</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>3.2</u> ×10 <sup>-4</sup>	6.1×10 <sup>-1</sup>	6.1×10 <sup>-1</sup>	S S E	580	<u>4.7</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>5.2</u> ×10 <sup>-4</sup>	6.1×10 <sup>-1</sup>	6.1×10 <sup>-1</sup>		
S	680	<u>2.5</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>2.8</u> ×10 <sup>-4</sup>	4.7×10 <sup>-1</sup>	4.8×10 <sup>-1</sup>	S	680	<u>3.6</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>4.0</u> ×10 <sup>-4</sup>	4.7×10 <sup>-1</sup>	4.8×10 <sup>-1</sup>		
S S W	790	<u>3.2</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>3.8</u> ×10 <sup>-4</sup>	5.8×10 <sup>-1</sup>	5.9×10 <sup>-1</sup>	S S W	790	<u>4.6</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>5.4</u> ×10 <sup>-4</sup>	5.8×10 <sup>-1</sup>	5.9×10 <sup>-1</sup>		
S W	950	<u>2.6</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>3.0</u> ×10 <sup>-4</sup>	9.8×10 <sup>-1</sup>	9.8×10 <sup>-1</sup>	S W	950	<u>3.6</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>4.0</u> ×10 <sup>-4</sup>	9.8×10 <sup>-1</sup>	9.8×10 <sup>-1</sup>		
W S W	890	<u>8.2</u> ×10 <sup>-4</sup>	<u>4.0</u> ×10 <sup>-4</sup>	5.2×10 <sup>-1</sup>	5.3×10 <sup>-1</sup>	W S W	890	<u>1.3</u> ×10 <sup>-3</sup>	<u>6.5</u> ×10 <sup>-4</sup>	5.2×10 <sup>-1</sup>	5.3×10 <sup>-1</sup>		
※：3号炉から放出される放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す値。						※：3号炉から放出される放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す値。							

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2.2.1.2 放射性液体廃棄物の放出による被ばく</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の推定放出量</p> <p>解体工事準備期間に1号及び2号炉から発生する放射性液体廃棄物は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す原子炉運転中と同様な廃棄物である。</p> <p>放出管理目標値は、1号及び2号炉の運転終了に伴う復水器冷却水等の量の減少を考慮し、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するよう、以下のとおり変更する。</p> <p>b. 解体工事準備期間における放出管理目標値</p> <p>原子炉運転中の実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、原子炉運転中の復水器冷却水等の量を基に計算している。</p> <p><u>今後</u>、1号及び2号炉の復水器冷却水等の量を減少させるが、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するよう、1号及び2号炉の年間放出量を減少させる。</p> <p>解体工事準備期間における放射性液体廃棄物の年間放出量を第3.2.10表に示す。</p> <p>以上を踏まえ、解体工事準備期間における放射性液体廃棄物中の放射性物質（トリチウムを除く）の放出管理目標値（1，2，3号炉合算）を第3.2.11表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p>	<p>2.2.1.2 放射性液体廃棄物の放出による被ばく</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の推定放出量</p> <p>解体工事準備期間に1号及び2号炉から発生する放射性液体廃棄物は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す原子炉運転中と同様な廃棄物である。</p> <p>放出管理目標値は、1号及び2号炉の運転終了と<u>1号炉海水ポンプの廃止</u>に伴う復水器冷却水等の量の減少を考慮し、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するよう、以下のとおり変更する。</p> <p>b. 解体工事準備期間における放出管理目標値</p> <p>原子炉運転中の実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、原子炉運転中の復水器冷却水等の量を基に計算している。</p> <p><u>1号及び2号炉の運転終了に伴い</u>、1号及び2号炉の復水器冷却水等の量を減少させるが、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するよう、1号及び2号炉の年間放出量を減少させる。</p> <p><u>1号炉海水ポンプの廃止以降</u>、1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、<u>2号炉から放出する。</u></p> <p>解体工事準備期間における放射性液体廃棄物の年間放出量を第3.2.10表に示す。</p> <p>以上を踏まえ、解体工事準備期間における放射性液体廃棄物中の放射性物質（トリチウムを除く）の放出管理目標値（1，2，3号炉合算）を第3.2.11表のとおり設定し、これを超えないように努める。</p>	<p>・1号炉海水ポンプの廃止に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前				変更後				備考
第3.2.10表 解体工事準備期間における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位：Bq/y)				第3.2.10表 解体工事準備期間における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位：Bq/y)				・ 1 号炉海水ポンプの廃止に伴う変更
核種	1 号炉	2 号炉	3 号炉*	核種	1 号炉** <sup>1</sup>	2 号炉	3 号炉** <sup>2</sup>	
Cr-51	<u>1.71×10<sup>7</sup></u>	1.71×10 <sup>7</sup>	7.40×10 <sup>8</sup>	Cr-51	—	1.71×10 <sup>7</sup>	7.40×10 <sup>8</sup>	
Mn-54	<u>2.57×10<sup>7</sup></u>	2.57×10 <sup>7</sup>	1.11×10 <sup>9</sup>	Mn-54	—	2.57×10 <sup>7</sup>	1.11×10 <sup>9</sup>	
Fe-59	<u>1.71×10<sup>7</sup></u>	1.71×10 <sup>7</sup>	7.40×10 <sup>8</sup>	Fe-59	—	1.71×10 <sup>7</sup>	7.40×10 <sup>8</sup>	
Co-58	<u>8.57×10<sup>7</sup></u>	8.57×10 <sup>7</sup>	3.70×10 <sup>9</sup>	Co-58	—	8.57×10 <sup>7</sup>	3.70×10 <sup>9</sup>	
Co-60	<u>1.28×10<sup>8</sup></u>	1.28×10 <sup>8</sup>	5.55×10 <sup>9</sup>	Co-60	—	1.28×10 <sup>8</sup>	5.55×10 <sup>9</sup>	
Sr-89	<u>1.71×10<sup>7</sup></u>	1.71×10 <sup>7</sup>	7.40×10 <sup>8</sup>	Sr-89	—	1.71×10 <sup>7</sup>	7.40×10 <sup>8</sup>	
Sr-90	<u>8.57×10<sup>6</sup></u>	8.57×10 <sup>6</sup>	3.70×10 <sup>8</sup>	Sr-90	—	8.57×10 <sup>6</sup>	3.70×10 <sup>8</sup>	
I-131	<u>1.28×10<sup>8</sup></u>	1.28×10 <sup>8</sup>	5.55×10 <sup>9</sup>	I-131	—	1.28×10 <sup>8</sup>	5.55×10 <sup>9</sup>	
Cs-134	<u>1.71×10<sup>8</sup></u>	1.71×10 <sup>8</sup>	7.40×10 <sup>9</sup>	Cs-134	—	1.71×10 <sup>8</sup>	7.40×10 <sup>9</sup>	
Cs-137	<u>2.57×10<sup>8</sup></u>	2.57×10 <sup>8</sup>	1.11×10 <sup>10</sup>	Cs-137	—	2.57×10 <sup>8</sup>	1.11×10 <sup>10</sup>	
放出量合計 (H-3を除く)	<u>8.5 ×10<sup>8</sup></u>	8.5 ×10 <sup>8</sup>	3.7 ×10 <sup>10</sup>	放出量合計 (H-3を除く)	—	8.5 ×10 <sup>8</sup>	3.7 ×10 <sup>10</sup>	
H-3	<u>8.5 ×10<sup>11</sup></u>	8.5 ×10 <sup>11</sup>	5.55×10 <sup>13</sup>	H-3	—	8.5 ×10 <sup>11</sup>	5.55×10 <sup>13</sup>	
年間の復水器冷却水等の量 (m <sup>3</sup> /y)	<u>2.19×10<sup>7</sup></u>	2.19×10 <sup>7</sup>	1.63×10 <sup>9</sup>	年間の復水器冷却水等の量 (m <sup>3</sup> /y)	—	2.19×10 <sup>7</sup>	1.63×10 <sup>9</sup>	
※：3号炉における放射性液体廃棄物の年間放出量及び年間の復水器冷却水等の量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す値。				※ <u>1</u> ：1号炉から発生する放射性液体廃棄物は2号炉から放出する。 ※ <u>2</u> ：3号炉における放射性液体廃棄物の年間放出量及び年間の復水器冷却水等の量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す値。				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備 考								
<p>第3.2.11表 解体工事準備期間における放射性液体廃棄物中の放射性物質（トリチウムを除く）の放出管理目標値（1，2，3号炉合算）</p> <table border="1" data-bbox="246 367 1240 508"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (Bq/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物中の放射性物質 (トリチウムを除く)</td> <td><u><math>3.8 \times 10^{10}</math></u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (Bq/y)	放射性液体廃棄物中の放射性物質 (トリチウムを除く)	<u><math>3.8 \times 10^{10}</math></u>	<p>第3.2.11表 解体工事準備期間における放射性液体廃棄物中の放射性物質（トリチウムを除く）の放出管理目標値（1，2，3号炉合算）</p> <table border="1" data-bbox="1341 367 2335 508"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (Bq/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物中の放射性物質 (トリチウムを除く)</td> <td><u><math>3.7 \times 10^{10}</math></u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (Bq/y)	放射性液体廃棄物中の放射性物質 (トリチウムを除く)	<u><math>3.7 \times 10^{10}</math></u>	<p>・ 1号炉海水ポンプの廃止に伴う変更</p>
項目	放出管理目標値 (Bq/y)									
放射性液体廃棄物中の放射性物質 (トリチウムを除く)	<u><math>3.8 \times 10^{10}</math></u>									
項目	放出管理目標値 (Bq/y)									
放射性液体廃棄物中の放射性物質 (トリチウムを除く)	<u><math>3.7 \times 10^{10}</math></u>									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前					変更後					備考
第 3.2.7 表 敷地境界外における線量計算に用いた放出源の有効高さ					第 3.2.7 表 敷地境界外における線量計算に用いた放出源の有効高さ					・放出源の有効高さの変更
陸側評価地点	計算地点の方位	放出源の有効高さ (m)			陸側評価地点	計算地点の方位	放出源の有効高さ (m)			
		1 号炉	2 号炉	3 号炉			1 号炉	2 号炉	3 号炉	
	ENE	—*	<u>45</u>	50		ENE	—*	<u>0</u>	50	
	E	<u>45</u>	<u>40</u>	40		E	<u>0</u>	<u>0</u>	40	
	ESE	<u>45</u>	<u>40</u>	40		ESE	<u>0</u>	<u>0</u>	40	
	SE	<u>40</u>	<u>45</u>	30		SE	<u>0</u>	<u>0</u>	30	
	SSE	<u>40</u>	<u>35</u>	50		SSE	<u>0</u>	<u>0</u>	50	
	S	<u>45</u>	<u>40</u>	45		S	<u>0</u>	<u>0</u>	45	
	SSW	<u>45</u>	<u>40</u>	50		SSW	<u>0</u>	<u>0</u>	50	
SW	<u>45</u>	<u>50</u>	70	SW	<u>0</u>	<u>0</u>	70			
WSW	—*	<u>45</u>	65	WSW	—*	<u>0</u>	65			
※:「—」は海側方位で該当なし。					※:「—」は海側方位で該当なし。					

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書の記述の一部を、伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備 考																		
<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>3. 性能維持施設の機能及びその性能</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱施設</p> <p>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を 2 号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「<u>臨界防止機能</u>」,<u>「燃料落下防止機能」</u>及び「<u>除染機能</u>」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設を第 6.3.2 表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 6.3.2 表 核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="255 779 1273 1010"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> </tr> <tr> <td>燃料落下防止機能</td> <td>補助建家クレーン 新燃料エレベータ</td> </tr> <tr> <td>除染機能</td> <td>除染装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>「<u>臨界防止機能</u>」及び「<u>燃料落下防止機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新燃料又は使用済燃料を取扱い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱い中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</li> </ul> <p>「<u>除染機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</li> </ul>	機能	性能維持施設	臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン	燃料落下防止機能	補助建家クレーン 新燃料エレベータ	除染機能	除染装置	<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>3. 性能維持施設の機能及びその性能</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱施設</p> <p>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を 2 号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「<u>臨界防止機能</u>」,<u>「燃料落下防止機能」</u>,<u>「除染機能」</u>,<u>「除熱機能」</u>,<u>「密封機能」</u>及び「<u>放射線遮蔽機能</u>」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設を第 6.3.2 表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第 6.3.2 表 核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="1350 779 2368 1192"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> </tr> <tr> <td>燃料落下防止機能</td> <td>補助建家クレーン 新燃料エレベータ</td> </tr> <tr> <td>除染機能</td> <td>除染装置</td> </tr> <tr> <td><u>臨界防止機能</u> <u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u></td> <td><u>使用済燃料輸送容器</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>「<u>臨界防止機能</u>」及び「<u>燃料落下防止機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新燃料又は使用済燃料を取扱い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱い中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</li> </ul> <p>「<u>除染機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</li> </ul> <p><u>「臨界防止機能」</u>,<u>「除熱機能」</u>,<u>「密封機能」</u>及び「<u>放射線遮蔽機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></li> </ul>	機能	性能維持施設	臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン	燃料落下防止機能	補助建家クレーン 新燃料エレベータ	除染機能	除染装置	<u>臨界防止機能</u> <u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u>	<u>使用済燃料輸送容器</u>	<p>・記載の適正化 (使用済燃料輸送容器を性能維持施設へ追加)</p>
機能	性能維持施設																			
臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン																			
燃料落下防止機能	補助建家クレーン 新燃料エレベータ																			
除染機能	除染装置																			
機能	性能維持施設																			
臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン																			
燃料落下防止機能	補助建家クレーン 新燃料エレベータ																			
除染機能	除染装置																			
<u>臨界防止機能</u> <u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u>	<u>使用済燃料輸送容器</u>																			

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所2号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備考												
<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中は、放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持管理する。放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第6.3.6表に示す。</p> <p>第6.3.6表 放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="210 598 1279 829"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>ドラム詰装置（アスファルト固化装置，セメント固化装置） ベイラ</td> </tr> </tbody> </table> <p>ベイラについては、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性固体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性固体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</p> <p>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂，変形等の有意な欠陥がない状態であること。</li> </ul> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</li> </ul>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂貯蔵タンク	放射性廃棄物処理機能	ドラム詰装置（アスファルト固化装置，セメント固化装置） ベイラ	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中は、放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持管理する。放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第6.3.6表に示す。</p> <p>第6.3.6表 放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="1305 598 2371 919"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>ドラム詰装置（アスファルト固化装置，セメント固化装置） ベイラ <u>使用済樹脂計量タンク</u> <u>使用済樹脂移送容器</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ベイラについては、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性固体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性固体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</p> <p>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂，変形等の有意な欠陥がない状態であること。</li> </ul> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（<u>ドラム詰装置（アスファルト固化装置，セメント固化装置），ベイラ</u>）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</li> </ul> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（<u>使用済樹脂計量タンク，使用済樹脂移送容器</u>）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂，変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u></li> </ul>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂貯蔵タンク	放射性廃棄物処理機能	ドラム詰装置（アスファルト固化装置，セメント固化装置） ベイラ <u>使用済樹脂計量タンク</u> <u>使用済樹脂移送容器</u>	<p>・記載の適正化 (使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器を性能維持施設へ追加)</p>
機能	性能維持施設													
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂貯蔵タンク													
放射性廃棄物処理機能	ドラム詰装置（アスファルト固化装置，セメント固化装置） ベイラ													
機能	性能維持施設													
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂貯蔵タンク													
放射性廃棄物処理機能	ドラム詰装置（アスファルト固化装置，セメント固化装置） ベイラ <u>使用済樹脂計量タンク</u> <u>使用済樹脂移送容器</u>													

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

伊方発電所 2 号炉の廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>4. 性能維持施設の維持期間</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱施設</p> <p>使用済燃料ピットクレーンの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びに性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>補助建家クレーンの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びに性能は、2号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>新燃料エレベータの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びに性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p><u>また、除染装置の「除染機能」及び性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>放射性固体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」並びに性能は、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p>	<p>4. 性能維持施設の維持期間</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱施設</p> <p>使用済燃料ピットクレーンの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びに性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>補助建家クレーンの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びに性能は、2号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>新燃料エレベータの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びに性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>除染装置の「除染機能」及び性能は、2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p><u>また、使用済燃料輸送容器の「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」並びに性能は、1号及び2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の構内運搬に係る使用が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備</p> <p><u>使用済樹脂貯蔵タンクの「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能は、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p> <p><u>ドラム詰装置（アスファルト固化装置、セメント固化装置）及びベイラの「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p> <p><u>また、使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器の「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性固体廃棄物の移送に係る使用が完了するまで維持管理する。</u></p>	<p>・記載の適正化 (使用済燃料輸送容器を性能維持施設へ追加)</p> <p>・記載の適正化 (使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器を性能維持施設へ追加)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。